

野洲市民病院整備事業特別委員会 資料集

令和5年3月1日（水）午前9時～

於：野洲市役所本館3階 第一委員会室

資料1：(1) ① 「設計・施工事業者決定に向けた取組状況について」 関係

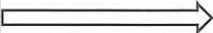
- 1・・・「設計・施工事業者の決定方法等に関する大綱」（全協資料）
- 6・・・「設計・施工事業者の参加資格項目の検討状況について」
- 7・・・「設計・施工事業者の選定基準等の検討状況について」
- 11・・・「マーケットサウンディング実施の公告について」（公告済資料）
- 12・・・「マーケットサウンディング実施要領」（公告済資料）
- 19・・・「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き（抄）」国土交通省

野洲市民病院整備事業 設計・施工事業者の決定方法等に関する大綱

第 1 目的

この大綱は、野洲市民病院（以下「新病院」という。）を野洲市総合体育館東側市有地（以下「整備地」という。）に整備する事業（以下「整備事業」という。）に関し、施設の設計及び施工を行う事業者（以下「事業者」という。）を決定すること（以下「本件」という。）の方法等の概要を定めることを目的とする。

〔参考：全体計画（基本計画書より）〕

	2022 年度 令和 4 年度	2023 年度 令和 5 年度	2024 年度 令和 6 年度	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度
基本構想・基本計画					
要求水準書作成 設計施工者選定					
基本設計・実施設計			基本設計デザインビルド方式により発注 		
建設工事					
移転・開院					

第 2 発注方式

本件の発注方式については、比較上、整備スケジュールが速やかなことと、世界情勢により不安定化している材料調達の確度が高いことに鑑みて、「基本設計デザインビルド方式」とする。また、より多くの病院整備に関するノウハウ、技術提供を受けることを期待することから、設計事業者と施工事業者の共同事業体での請負も可能とする。

なお、品質性能管理、工程管理、予算管理等に係る発注者の補助として、コンストラクション・マネジメント（CM）業務を専門事業者に委託するものとする。（以上、基本計画書より）

第3 契約方式

本件の契約方式については、業務の内容に鑑みるとともに事業者決定に至るまでの客観性を保持するため、「総合評価一般競争入札」とする。

(1) 根拠法令

地方自治法施行令第167条の10の2（以下同じ）

- 1 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文（最低価格入札者を落札者とする規定）又は前条（最低制限価格を上回る最低価格入札者を落札者とする規定）の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

(2) 「総合評価一般競争入札」制度概要

プロポーザル(企画競争制度)との比較を基に、総合評価一般競争入札制度の概要は次のとおりである。

	総合評価一般競争入札	〔参考〕 プロポーザル(企画競争)
概要	・ 競争入札の落札者を ・ 「入札金額」と「提案内容」で ・ 総合的に評価する	・ 随意契約の交渉相手を ・ 「提案内容」で ・ 総合的に評価する
契約方法	一般競争入札	随意契約
契約者の決め方	・ 総合評点に基づき ・ 契約相手方を、 ・ 入札で決定する。	・ 総合評点に基づき ・ 優先交渉権者を選定し、 ・ 随意契約で決定する。
契約内容の変更	入札公告後の条件変更は原則不可、 入札金額、提案内容とも、 変更不可	契約の内容、 提案金額、提案内容とも、 協議・交渉が可能
メリット・ デメリット	・ 落札から契約までが機械的に進みスムーズで、手続き等が明快。 ・ 契約内容等の変更は原則できず、柔軟性はない。	・ 契約内容の交渉が必要で、時間が掛かることがある。 ・ 協議によって契約内容等の変更が一定柔軟に可能

(3)「総合評価一般競争入札」実施要項

「野洲市建設工事総合評価落札方式試行実施要領」(平成 21 年野洲市告示第 33 号)を基準に、病院事業において新たに制定する予定。

第 4 契約(入札)までの主要な事務スケジュール

プラス PM・シップヘルスケアリサーチ&コンサルティング共同企業体(令和 4 年 12 月 26 日付けで契約締結。以下「コンサルタント」という。)からの事務支援を受けて行う本件達成までの主要な事務のスケジュールは次のとおりとする。

工程区分	1 月	2～3 月	4 月	5 月	6～10 月	11 月
入札執行関係	基本方針決定 (大綱策定)	・参加資格・決定基準案作成 ・各種様式、契約書案作成 全協説明 学識者の意見聴取	左記成案調整 (院内・庁内) → 決定	評価委員会	入札公告 → 入札執行 (選定委員会) 学識者の意見聴取	設計・施工 公表
* 庁内・院内会議	院内 庁議		院内 庁議	契審		
マーケットサ ウンディング	実施要項 作成 公告	受付 意見書 提出 対話 実施 結果 集約 * 結果は入札執行後まで非公開				
要求水準書・ 諸元表等策定	検討素案、 検討体制決定	各部門ヒアリング → 意見調整 予算審議資料提供 (検討素案、院内 協議の経過等) * * 特別委員会を想定	左記成案調整 (院内・庁内) → 決定	(評価委員会) 市民説明会 特別委員会		
* 庁内・院内会議		院内 庁議	(院内 庁議)			
準備工事	入札発注	準備工事設計(～6 月)				入札発注 施工(8 月～2 月)
測量・各種調査	入札等発注	測量・各種調査実施(～8 月)				

第5 契約（入札）までの主要な事務

前項スケジュールに掲げた主要事務の概要は、次のとおりである。

(1)「参加資格・決定基準案作成」(2月～5月)

- ① 政令の規定に基づき（下記）、本件に参加できる事業者の資格要件、決定に係る審査基準（落札者決定基準）（案）を作成する。
- ② 院内及び庁内で案を検討し、病院事業契約審査会及び市民病院整備運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）での審査内容を踏まえて決定する。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。

.....

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告をするとき（一般競争入札によるとき）は、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項（入札参加資格）のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

(2)「学識経験者の意見聴取」(3月頃)

前項で作成した落札者決定基準（案）について、政令の規定に基づき学識経験者*から意見を聴取する。

* 工事入札や契約制度等の有識者を対象に人選する予定

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

(3)「マーケットサウンディング」(2月～3月)

- ① 次号に掲げることを目的に、事業者との対話を通じて広く意見や提案を得るべく、コンサルタントの支援を受けてマーケットサウンディングを実施する。
 - i. 変化が激しい建設市況を適切に把握すべく、事業者基点の情報を聴取する。
 - ii. 複数の事業者が入札に参加できるような諸条件設定の参考にする。
 - iii. 本事業について事業者へ周知が図れるほか、一定の事業関係情報を公開することで、事業者の入札参加意欲を喚起する。
- ② 実施主体は野洲市病院事業とし、回数は1回とする。

(4)「選定委員会」(10月)

- ① 選定委員会は、各事業者からの価格以外の提案内容の評点を行うものとする。
- ② 選定委員会は、外部の専門家と市長執行部の職員等で構成し、外部の専門家については、評価委員会の委員のうちから同委員長が、選定委員会委員長とともに指名する。(※評価委員会の「専門部会」として設置。市長執行部の職員等は、評価委員会規則第5条第4項で準用する第4条第2項に定める「関係者」として本選定委員会に参加する。)

(5)「要求水準書・諸元表等策定」(2月～5月)

各事業者が提案内容等を作成する基礎資料として、予定施設の仕様に係る要求水準を「要求水準書」「諸元表」(以下「要求水準書等」という。)として整理する。

- ① 要求水準書等は、院内の各部門(整備基本計画の部門別基本計画の章に立てた17部門を基準)毎に、新病院整備課とコンサルタントに加え、必要に応じて事業顧問、事業管理者、病院長及び事務部参与がヒアリングを行い取りまとめるものとする。
- ② 各部門のうち診療関係部門については、関係・担当の医師がヒアリングに参画することを必要とする。
- ③ ヒアリングは、新病院整備課がコンサルタントの支援を得て作成したたたき台を基準に行う。また、駅前Aブロック計画時の設計関係図書及び今回参考のために作成する検討図面(部門ゾーニング図、提示のみとする。)を参照して行うものとする。
- ④ 「予算審議資料提供」は、令和5年度予算案の議会審査に有用な情報を議会に提供するために、特別委員会を開催願って実施する想定であり(2月末～3月初旬を予定)、前号(③)に記載のたたき台の内容、主要な部門のヒアリング結果、それらを踏まえた執行部の考え方等を報告するものとする。
- ⑤ 要求水準書等の案は、(1)の参加資格・決定基準案とともに評価委員会に諮り、その審議結果を踏まえて決定するものとする。

(6)「契約審査会」(5月)

契約審査会においては、主に次の事項を審査する。

- i. 契約方式を総合評価一般競争入札とすることについて
- ii. 参加資格・決定基準案について
- iii. マーケットサウンディングの結果について
- iv. 要求水準書等案について
- v. 選定委員会委員の選任案について

以 上

○ 野洲市民病院整備事業 設計・施工事業者の参加資格項目の検討状況について

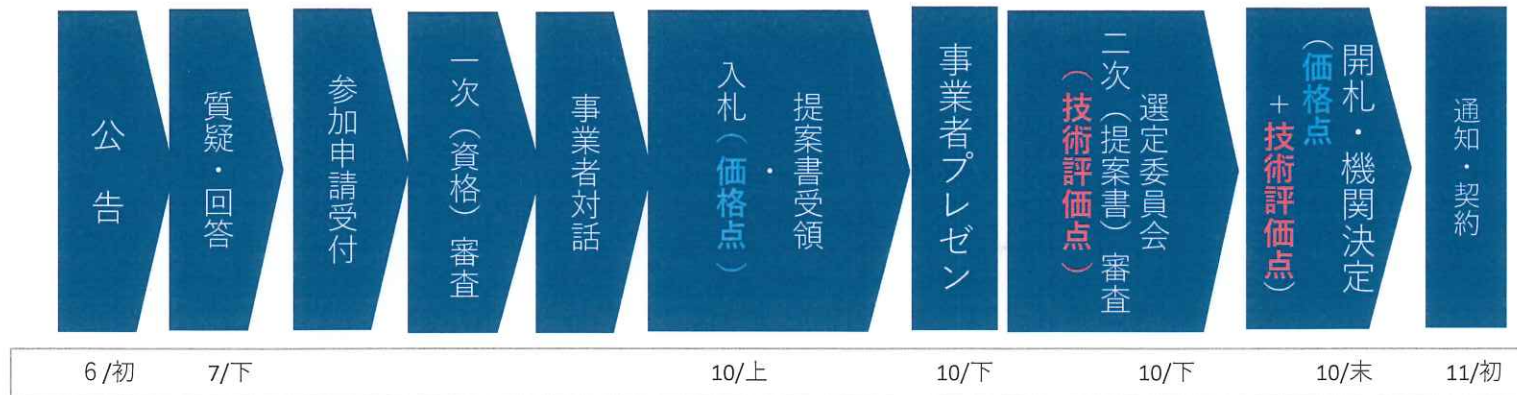
本事業の入札に係る設計・施工事業者の参加資格の主要な項目として、以下のものを検討している。

※ 各項目の設定方法については素案を有しているが、現時点では示唆できない。

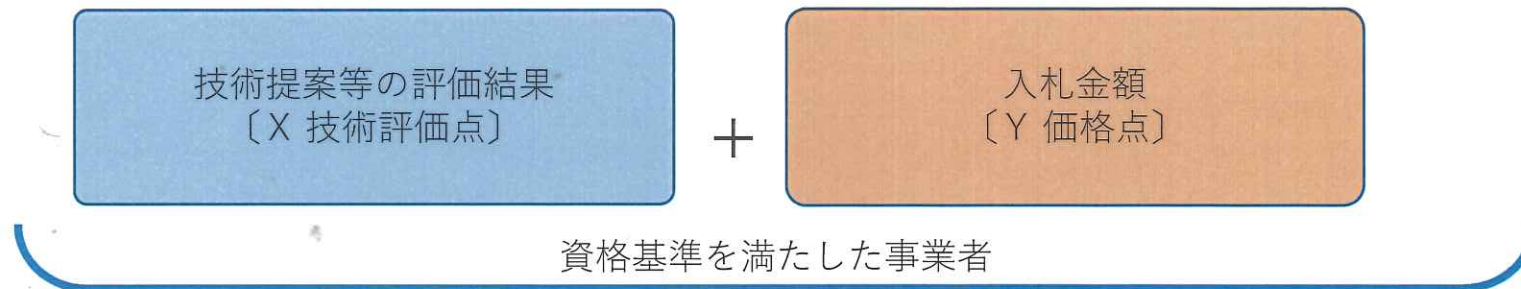
項目	設定方法	備考
1 予定価格	公表の有無	
2 最低制限価格	設定の有無	
3 地域経済の振興	設定の有無	地元企業や市産品・資材等の活用・採用など
4 応募者の構成	JVとする場合の基準設定の有無	最大何社まで組成可能にするか・地元企業とのJV組成を求めるかなど
5 特定JVとする場合の出資比率	最小出資比率制限設定の有無	出資比率は何%以上とするか
6 設計・建設のJVとする場合の設計会社に係る要件		
① 野洲市入札参加資格登録	登録要求の有無	入札参加資格（測量、建設コンサルタント）への登録を求めるかなど
② 病院の設計実績	設定の有無	何年以内、公的限定、新築限定、病床数下限、延床面積下限など
③ 技術者の配置要件	設定の有無	各々技術者の資格を要件や実績要件など
7 設計・建設のJVとする場合の施工会社(特定JVの場合の代表者等)の参加要件		
① 野洲市入札参加資格登録	登録要求の有無	入札参加資格（建設工事）への登録を求めるかなど
② 経営事項審査点数	設定の有無	下限設定（建築一式工事）
③ 病院の施工実績	設定の有無	何年以内、公的限定、新築限定、病床数下限、延床面積下限など
④ 技術者等の配置要件	設定の有無	各々技術者等の資格を要件や実績要件など

○ 野洲市民病院整備事業 設計・施工事業者の選定基準等の検討状況について

1. 公告から選定・決定までの流れ（※検討中の一案）



2. 事業者選定・決定方法の概要（※検討中の一案）



（※ X：Y の比率についても検討中）

3. 技術提案の審査基準（技術評価点）についての考え方

※ 3月から内部検討開始に付き現在は未定。参考までに他市立病院の例を記す（主なもの）。

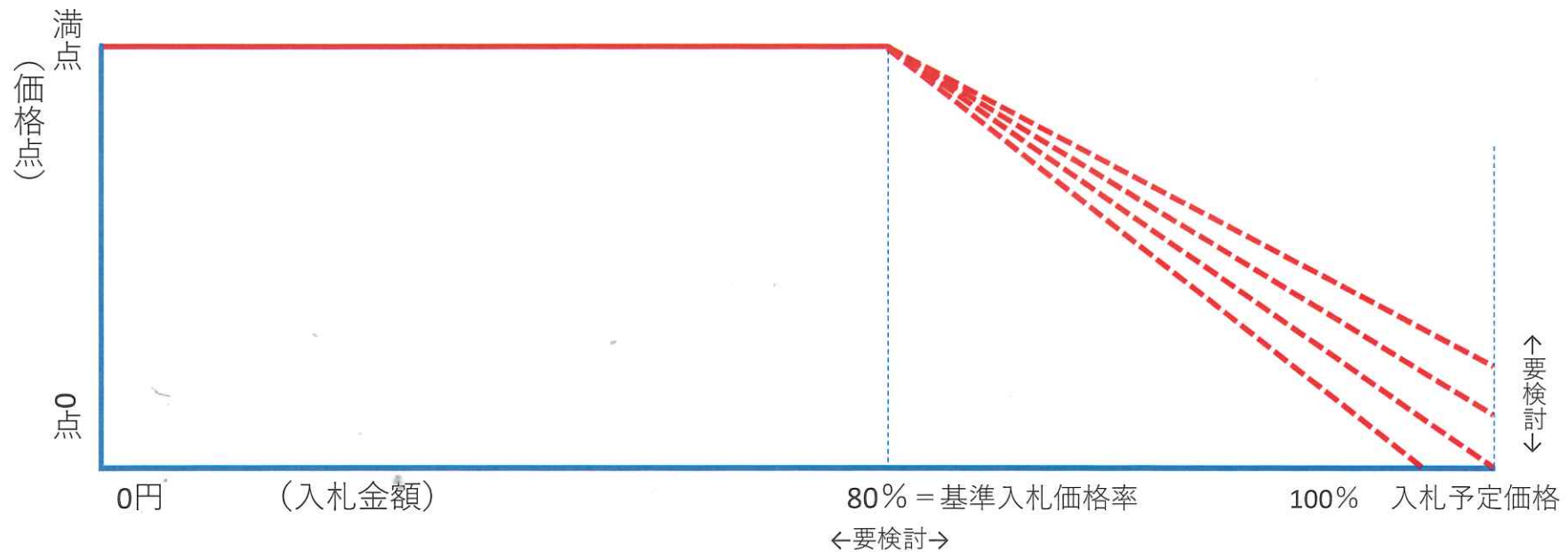
評価項目	着眼点	キーワード
取組方針	事業理解、取組体制	理解度、配慮事項
工程管理	工程管理、関連工事の調整	遅延防止策、不測事態対応、別工事との調整
新病院の品質	診療機能の向上	運営効率化策、救急医療機能・病棟機能合理性、医療安全、感染症対策...
	利便性・快適性	患者の療養環境、職員の就労環境
	将来対応	可変性・拡張性、長寿命化
コスト管理とコスト削減	コスト管理、ライフサイクルコストの考え方	設計段階・施工段階におけるコスト削減提案、エネルギーコスト、メンテナンスコスト
地域への配慮	近隣住民への配慮、地域貢献	工事中の配慮、運営時の配慮、地域の活性化
アフターサービス	竣工後のアフターメンテ、その他	安心性、迅速性、その他体制
コミュニケーション	プレゼンテーション、コミュニケーション力	簡潔性、信頼性

4. 入札金額の評価（価格点）についての考え方

※ 3月から検討開始予定に付き現在は未定。参考までに他市立病院の例を記す。

【考え方】

- ・ 基準入札価格を想定し、基準価格率を設定する。
- ・ 次の数式により「価格点」を算出する。
$$\left[1 - (\text{入札金額の相当率} - \text{基準価格率}) \div (100\% - \text{基準価格率}) \right] \times \text{価格点の満点数}$$
- ・ 基準価格率を下回る者の入札金額の相当率は基準価格率とする。



5. その他の事項についての考え方 (※ 検討中の一案)

項目	検討事項	検討中の一案
選定委員会	所掌事務	・ 事業者選定基準、入札説明書等案を審査し、事業管理者に具申 ・ 各事業者の技術提案を審査し、事業管理者に具申
	組織	・ 病院整備事業等審議会(4/1～改称)の部会として設置 ・ 同審議会の委員から複数人選出 ・ 同審議会委員長が指名。部会長も指名。 ・ 市長執行部の職員等が部会の審議に必要な者として参加 ・ 5人以上程度の想定
審査の公開	技術提案資料、プレゼンテーションの公開	・ 公開しない。
選定・決定結果の公表	技術評価内容、入札金額の公表	・ すべての参加者の技術評価点、入札価格、価格点を公開 ・ 技術評価項目別、選定委員別の結果は非公開

マーケットサウンディング実施の公告について

野洲市民病院整備事業について、今後の設計施工者選定に向けたマーケットサウンディングを実施しますので、次のとおり公告します。

令和5年2月3日

野洲市病院事業管理者
前 川 聡

1 概要

- (1) 名称 野洲市民病院整備事業マーケットサウンディング（以下「ヒアリング」という。）
- (2) 目的 ヒアリングを通じて、民間事業者と野洲市との間で、野洲市民病院整備事業（以下「本事業」という。）について相互理解を図り、民間事業者が本事業へ適切かつ容易に参加できる公募条件を整理することを目的とします。
- (3) 内容 「野洲市民病院整備事業マーケットサウンディング実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおりとします。

2 実施スケジュール

項目	日程
公告、及び実施要領、計画概要書等の配布 (野洲市ホームページに掲載)	令和5年 2月 3日(金)
参加申込質疑締切	令和5年 2月 9日(木)まで
参加申込質疑回答 (野洲市ホームページに掲載)	令和5年 2月13日(月)
参加申込書等の提出	令和5年 2月17日(金)まで
ヒアリング等質疑締切	令和5年 2月22日(水)まで
ヒアリング日程の案内通知	令和5年 2月22日(水)頃
ヒアリング等質疑回答 (野洲市ホームページに掲載)	令和5年 2月27日(月)
ヒアリング項目に関する意見書の提出 (提出は任意)	令和5年 3月 3日(金)まで
ヒアリング	令和5年 3月10日(金) 又は 令和5年 3月13日(月) 予定

3 ヒアリングへの参加要件等

ヒアリングへの参加要件等は、実施要領のとおりとします。

4 実施要領等の配布

実施要領その他書類の配布については、次のとおりとします。

- (1) 配布期間
令和5年2月3日(金) から
- (2) 配布場所
野洲市ホームページにて掲載（ダウンロードのみ）
※市立野洲病院のホームページに野洲市ホームページ（配布場所）へのリンクを記載

5 担当部署（書類等の提出先及び問い合わせ先）

市立野洲病院 新病院整備部 新病院整備課（本庁舎2階）
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原2100番地1
電話 077-587-8814（代表）
電子メールアドレス chiikiiryou@city.yasu.lg.jp

野洲市民病院整備事業
マーケットサウンディング実施要領

令和5年2月
野洲市病院事業

目 次

1	目的	1
2	事業の概要等	1
	(1) 事業内容に関する事項	
	(2) これまでの経緯	
3	マーケットサウンディングのスケジュール	2
4	担当部署	2
5	ヒアリングへの参加要件	2
6	実施要領、計画概要書等の配布	3
	(1) 配布日時	
	(2) 配布場所	
7	参加申込書等の提出方法等	3
	(1) 提出書類	
	(2) 提出場所	
	(3) 提出方法	
	(4) 提出部数	
8	ヒアリング項目に関する意見書の提出方法等	3
	(1) 提出書類	
	(2) 作成要領	
	(3) 提出場所	
	(4) 提出方法	
9	ヒアリングの進め方等	4
	(1) 実施日時及び場所（予定）	
	(2) 所要時間	
	(3) 出席人数	
	(4) 提出書類	
	(5) ヒアリング項目	
	(6) 実施方法	
	(7) その他	
10	留意事項	6
	(1) 参加に関する取り扱い及び費用	
	(2) 質疑応答	
	(3) ヒアリング実施結果の公表	
	(4) 守秘義務	

1 目的

野洲市民病院整備事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、整備スケジュールの短縮、コストの縮減が期待できる「基本設計デザインビルド方式」（以下「基本設計DB方式」という。）を採用します。

基本設計DB方式での本事業の発注に当たり、病院建築工事の技術ノウハウ、材料調達及び建設市況の確認のため、日本国内での同種の病院建築の実績のある建設工事業者（以下、事業者）との意見交換（以下「ヒアリング」という。）を実施することにより、事業者の皆様が本事業へ適切かつ容易に参加できる公募条件等の整理と参入意欲の向上をめざしています。

2 事業の概要等

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

野洲市民病院整備事業

イ 敷地の場所

野洲市富波甲1294番外 野洲市総合体育館東側市有地

ウ 敷地面積

約14,600㎡

エ 延床面積

約14,850㎡

オ 開院予定

令和8年度中（予定）

カ 事業方式

基本設計DB

キ 主な業務範囲

(ア) 施設整備に係る調査業務

当院が調査し開示した調査以外に、業務を履行するために必要となる調査業務

(イ) 設計業務（基本設計・実施設計）

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事、計画に伴う敷地周辺道路整備工事（歩道の切り下げ等がある場合）、その他必要となる関連工事一式

(ロ) 申請等の手続きに関する業務

確認申請、構造評定、防災評定、土壌汚染対策法、建築物省エネ法及び、都市計画法、その他申請業務、業務を履行するために必要となる申請等に必要書類作成及び申請手続き一式

(ハ) 施工

(イ)によって作成された実施設計図書による対象施設の建設

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事、計画に伴う敷地周辺道路整備工事（歩道の切り下げ等がある場合）、その他必要となる関連工事一式

(ニ) 工事監理業務

(イ)によって作成された実施設計図書による対象施設の工事監理業務
 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事、計画に伴う
 敷地周辺道路整備工事（歩道の切り下げ等がある場合）、その他必要となる関連工
 事一式

(2) これまでの経緯

当院が担うべき役割や必要な医療機能、規模等について検討し、新病院の建物や設備
 等を整備するための方向性をまとめた基本構想と、新病院の機能・諸室の設定、建設条
 件等を整理し、具体的な設計の指針としてまとめた基本計画を併せた「野洲市民病院整
 備 基本構想・基本計画書」（以下「基本構想・基本計画書」という。）を令和4年11
 月に策定しました。

3 マーケットサウンディングのスケジュール

項目	日程
公告、及び実施要領、計画概要書等の配布 （野洲市ホームページに掲載）	令和5年 2月 3日（金）
参加申込質疑締切	令和5年 2月 9日（木）まで
参加申込質疑回答 （野洲市ホームページに掲載）	令和5年 2月13日（月）
参加申込書等の提出	令和5年 2月17日（金）まで
ヒアリング等質疑締切	令和5年 2月22日（水）まで
ヒアリング日程の案内通知	令和5年 2月22日（水）頃
ヒアリング等質疑回答 （野洲市ホームページに掲載）	令和5年 2月27日（月）
ヒアリング項目に関する意見書の提出 （提出は任意）	令和5年 3月 3日（金）まで
ヒアリング	令和5年 3月10日（金）又は 令和5年 3月13日（月）予定

4 担当部署

市立野洲病院 新病院整備部 新病院整備課（本庁舎2階）

〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

電話 077-587-8814（代表）

電子メールアドレス chiikiiryoud@city.yasu.lg.jp

5 ヒアリングへの参加要件

事業者の参加要件は、次のとおりとします。なお、ヒアリング参加者に、本事業に係る公
 募への参加を義務づけるものではありません。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築一式工事業に
 ついて、特定建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で
 あること。
- (3) 参加申込書等の提出時において、野洲市から指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 野洲市暴力団排除推進条例（平成23年条例第22号）第6条の規定による入札への参加制限その他必要な措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (6) 平成20年2月1日以降に、元請事業者（建築工事業者JVの場合は代表者に限る。）として、日本国内で一般病床が140床以上の病院の新築、増築、改築に係る工事を完了した又は完了予定の実績がある者。なお、増改築の定義は、建築基準法によるものとし、増築の場合は、増築部分のみ対象とする。

6 実施要領、計画概要書等の配布

- (1) 配布日時
令和5年2月3日（金）午前8時30分から
- (2) 配布場所
野洲市ホームページからダウンロードしてください。（直接配布は行いません。）

7 参加申込書等の提出方法等

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書……………（様式1）
 - イ 守秘義務に関する誓約書……………（様式2）
- (2) 提出場所
4 担当部署に同じ
- (3) 提出方法
令和5年2月3日（金）から令和5年2月17日（金）午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（必着）（土日、祝日を除く。）
※郵送もしくは持参とします。なお、持参の場合は、事前に連絡をお願いします。
- (4) 提出部数
各6部提出してください。なお、参加申込書の押印は1部とし、5部はコピーとしてください。

8 ヒアリング項目に関する意見書の提出方法等

- ヒアリング項目に関する意見書の提出は任意とします。なお、ヒアリング項目に関する意見書の提出がなくてもヒアリングへの参加は可能です。
- (1) 提出書類
ヒアリング項目に関する意見書……………（様式3）
 - (2) 作成要領
ヒアリング項目に関する意見書の作成要領は、様式3に示すとおりとします。
 - (3) 提出場所
4 担当部署に同じ

(4) 提出方法

令和5年3月3日（金）午後5時までに、担当部署のメールアドレス宛に添付ファイルで送付の上、電話連絡をしてください。また、件名は「野洲市民病院整備事業MS意見書（事業者名）」としてください。

9 ヒアリングの進め方等

(1) 実施日時及び場所（予定）

ヒアリングは、令和5年3月10日（金）又は令和5年3月13日（月）に行います。ヒアリング参加事業者へは、参加資格を有している旨の通知を行った後に、実施日時及び場所の詳細について、令和5年2月22日（水）を目途に電子メールにて通知します。

(2) 所要時間

1時間程度

(3) 出席人数

出席人数は、各事業者4人までとします。

(4) 提出書類

ア 感染症チェックシート（参加人数分）・・・・・・・・・・（様式4）

イ 補足資料（必要な場合 6部）・・・・・・・・・・（任意様式）

(5) ヒアリング項目

ヒアリングでは、主に以下の項目・内容について、お聞きします。

項目		内容
公募条件	参加事業者の形態について	予定している設計施工者選定入札への参加可能な事業者の形態として、希望するものを確認します。 ・（例）： ①単独事業者を希望 ②特定建設工事共同企業体（特定JV）を希望 ③建設事業者と設計事業者のグループを希望 ④特定JVと設計事業者のグループを希望
	共同企業体の構成員数について	共同企業体で参加する場合、希望する構成員の数を確認します。 ・構成員数：○社
	共同企業体の組成期間について	共同企業体で参加する場合、組成するための必要期間を確認します。 ・必要期間：○日
	共同企業体の出資比率について	共同企業体の場合、希望する出資比率を確認します。 ・出資比率：○社 ○%：○%：○%・・・
	実績の条件について（事業者、技術者）	本事業の目的を達成するために、求めるべき必要な参加資格（実績）を確認します。 【事業者：設計の実績及び工事の実績】 【技術者：管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気・機械設備担当主任技術者、監理技術者、現場代理人、工事監理者】
	その他（公募条件に関わるその他要望等）	公募条件に関わるその他要望があれば確認します。
工事費	事業費について	市から開示した概算事業費に対する所見を確認します。 ・事業費：所見について記載 ・本計画の場合、事業予算として凡そ○○円/㎡（税込み）は必要と考える。

項目		内容
工事費	昨今の建設物価状況や今後（令和5年度）の建設物価予測について	建設物価予測について確認します。 ・建設物価予測：〇〇が〇%上昇（下降）と予測
工期	工期について（設計・工事）	基本設計期間、実施設計期間、工事期間の必要期間を確認します。（4週8閉所想定として） ・基本設計期間：〇日 ・実施設計期間：〇日 ・工事期間：〇日
	工期に影響が出そうな条件について	資材納期（鉄骨、ボルト、半導体関連機器等）、仮設計画、総合体育館との調整、国民スポーツ大会・障がい者スポーツ大会による工事中止などによる全体工期への影響を確認します。
参加意欲	参加しやすくなる条件等について	入札に参加しやすくなる条件を確認します。
	参加しにくくなる条件等について	入札に参加しにくくなる条件を確認します。
その他	提案書作成等必要な期間について	提案書作成等必要な期間について確認します。 ・実施要項等配布～提案書作成完了 期間：〇日 ・提案書作成完了～積算完了 期間：〇日
	物価スライド条項適用事例や要望について	設計中及び工事中の物価スライドの考え方及び希望を確認します。又、公共発注案件での適用事例を確認します。
	地盤の状況について	市から開示した地盤状況資料に対する所見を確認します。
	高圧線による工事への影響について	市から開示した高圧線の資料に対する工事への影響の有無、内容を確認します。（他事例の対応事例等）
	免震構造について	免震構造を採用した場合の影響について確認します。 ・工事費 ・スケジュール ・留意事項
	その他要望等	項目以外の内容で要望等あれば確認をします。

(6) 実施方法

ヒアリングは非公開で行い、以下の流れに沿って進めます。

ア 担当部署からヒアリング要領の説明

イ ヒアリング参加者からの意見

「9(5) ヒアリング項目」に沿って説明してください。資料の準備は不要ですが、必要と考えられる場合は、ヒアリング当日に持参してください。

ウ 担当部署、本事業支援業務受注者及びヒアリング参加者による意見交換

(7) その他

ア 参加者は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用してください。

イ 参加者は、当日あらかじめ検温を行った上で、来訪してください。またその結果、37.5度以上の体温があった場合又は咳等の体調不良の症状がみられた場合は、ヒアリングに参加できないものとします。

10 留意事項

(1) 参加に関する取り扱い及び費用

- ア ヒアリング参加者に、本事業に係る公募の参加を義務付けるものではありません。
- イ ヒアリングへの参加実績は、今後予定している本事業の設計施工者選定において、評価の対象とはなりません。
- ウ 参加申込書及びヒアリング項目に関する意見書の作成及び提出並びにヒアリングへの参加に要する費用一切は、すべて参加者の負担とします。
- エ ヒアリングでの意見については、本事業設計施工者選定の公募条件を検討する際の参考としますが、必ず条件に反映されるものではありません。

(2) 質疑応答

- ア 参加申込に当たって質疑がある場合は、電子メール（任意様式）にて担当部署までお問い合わせください。また、件名は「野洲市民病院整備事業MS参加申込質疑（事業者名）」としてください。質疑の締切期限は令和5年2月9日（木）午後5時までとします。質疑の回答は令和5年2月13日（月）にホームページにて公表させていただきます。
- イ ヒアリングや意見書に関して質疑がある場合は、電子メール（任意様式）にて担当部署までお問い合わせください。また、件名は「野洲市民病院整備事業MSヒアリング等質疑（事業者名）」としてください。質疑の締切期限は令和5年2月22日（水）午後5時までとします。質疑の回答は令和5年2月27日（月）にホームページにて公表させていただきます。

(3) ヒアリング実施結果の公表

- ア ヒアリングの実施結果の概要については、落札者決定後に公表を行います。
- イ ヒアリング参加者の氏名や具体的な意見内容については、ノウハウ保護等の関係から公表を行いません。

(4) 守秘義務

ヒアリング参加者は、守秘義務に関する誓約書の内容を理解の上、参加してください。

「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」（抄） （国土交通省総合政策局 平成30年6月）

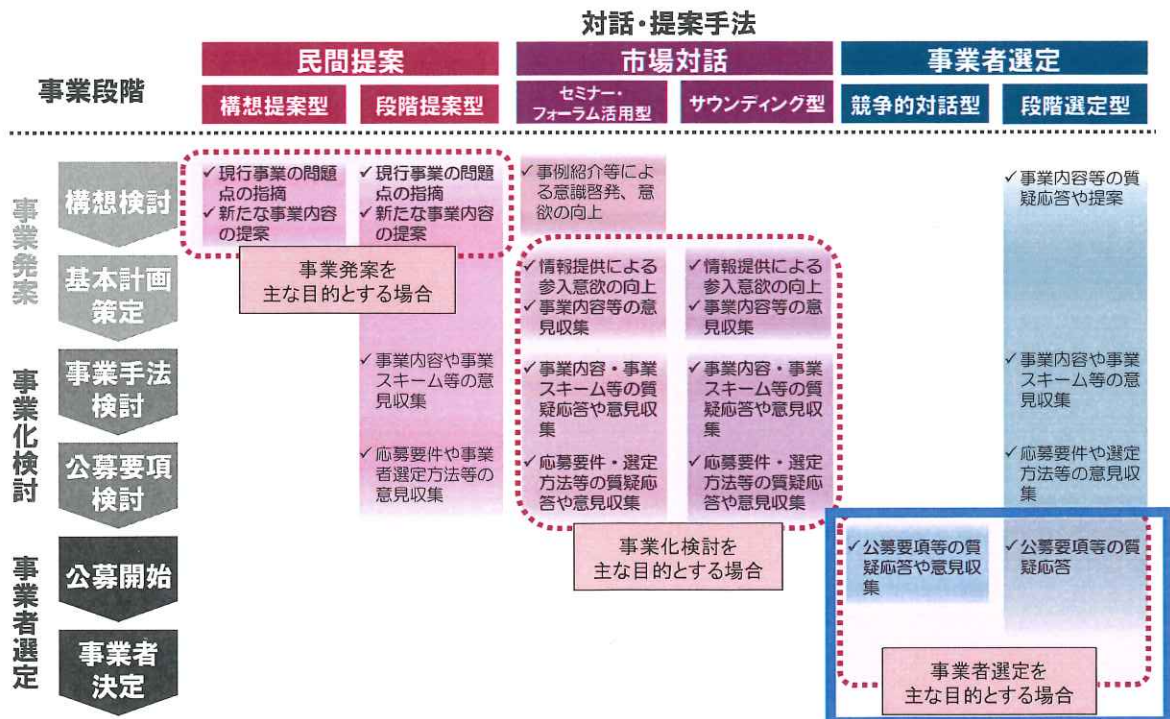
1 本手引きの位置づけ

本手引きは、近年、地方公共団体で取組が増えている「サウンディング型市場調査（以下、「サウンディング」という。）」の手続きについて、これから初めてサウンディングを実施しようと考えている自治体の担当者が利用することを想定して、対象事業の分野を問わず一般的なサウンディングの手順をまとめたものである。サウンディングについては、地方公共団体が委託したコンサルタント等が自らのネットワークを活用して行う形のものもあるが、本手引きで対象としているサウンディングは、地方公共団体が自ら対話相手を公募して行う形のものである。この形のサウンディングは、地方公共団体の職員が自ら市場を肌感覚でつかむことができるという点でも有意義である。

2 サウンディングの特徴

サウンディングは、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法である。また、対象事業の検討の段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業への民間事業者の参入意欲の向上を期待するものである。

目的別に適用可能な対話・提案手法



出所：国土交通省「PPP/PFI 事業を促進するための官民間の対話・提案 事例集」

3 サウンディングの手続きの概要

サウンディングは個別の事業の必要性に応じて実施される検討プロセスの一つであり、法令等の定めにはよらないことが一般的である。このため、多くの事例においてはサウンディングの実施に際して各事業で個別に実施要領等を作成・公表し、その要領に基づいて手続きを進めることが一般的である。

公的不動産の利活用や、公共事業への民間活力の導入等の事業を実施する際に、構想段階の比較的初期の段階から、基本計画の策定や事業手法の検討、公募要項に定める条件等の検討の各段階において、民間活力を積極的に活用することを目的としてサウンディングを実施することになる。

一般的に用いられている手続きは以下のようなものであるが、必要な手続きは実施する事業の内容によって異なるため、サウンディングを実施する際に適宜検討する必要がある。

手続きフローの例



出所：国土交通省「PPP/PFI 事業を促進するための官民間の対話・提案 事例集」

4 サウンディング実施に際しての個別の手続きと検討のポイント

(1) 実施要領の作成・公表 [ひな形は別紙1を参照]

担当課において、サウンディング調査の実施要領を作成し、地方公共団体のホームページ等で公表する。実施要領の公表にあたっては、ホームページへの掲載のほか、記者発表や広報誌、業界紙等を活用して広く周知を図ることで、より多くの民間企業に対してサウンディングへの参加を促すことができる。また、必要に応じて事前に議会や地元企業等に対する説明会、勉強会を実施することで、より広い範囲への周知や、円滑な手続きの推進が期待できる。

サウンディング実施の準備及び実施要領の作成にあたっては、以下の事項がポイントとなる。

①解決すべき課題の明確化

対象となる用地や施設等において、具体的に想定される課題がある場合には、解決すべき事項や、民間事業者の立場から意見を求めたい事項を示すことで、事業化に向けてより有益な提案を受けることができる。

逆に、具体的な用地活用方針等が明確に定まっておらず、提案を受けて新たに計画を検討するような場合には、その旨を課題として示すことで、民間事業者のノウハウを発揮した自由度の高い提案を誘導することができる。

②インセンティブの設定

サウンディング等の官民対話における民間事業者側のインセンティブには、「事業の検討段階で情報提供を得られること」や「事業化の条件として民間事業者からの意見が採用され得ること」等の間接的な効果や、「優秀な提案を行った民間事業者は公募時に加点される」や「優秀な提案を行った民間事業者と随意契約を締結する」等の直接的な効果があり、先行事例においても種々のインセンティブが検討されている。

一方で、これまでのサウンディングにおいて直接的な効果を取り入れた事例はそれほど多くなく、「サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とならない」ことが実施要領に規定されている場合が多い。

インセンティブが大きいほど民間事業者の参画意欲は高まる一方で、インセンティブが小さい場合は参画意欲が小さくなり、サウンディングへの参加者が少なくなる懸念がある。サウンディングに際しては、公平性を確保しつつ、民間事業者に求める負担や事業化した際の収益性等の状況に応じて、適切なインセンティブを個別に検討することが望ましい。

③民間事業者の負担軽減

サウンディングは任意参加の情報提供であり、地方公共団体との契約関係を生じない。このため、サウンディングでは「サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とする」ことを実施要領に規定することが一般的である。

サウンディングの実施時点では、民間事業者は無償で参加することとなるため、「事業の検討に時間がかかる」、「募集から対話実施までの検討期間が短すぎる」、「求められる資料が膨大である」

等の負担は民間事業者のサウンディングへの参画意欲を減少させる。

民間事業者側の柔軟な提案を幅広く受け付けるには、民間事業者の負担を可能な限り軽減し、資料作成や詳細検討等の要求は最小限度とすることが望ましい。

④検討に必要な情報提供

民間事業者が、地方公共団体の意向やサウンディングの対象事業に係る背景や目的等を詳細に把握することは一般的に難しい。そのため、サウンディングの実施又は提案の受付の前に、情報提供を十分に行うことや事前相談に応じること等は、サウンディングの成果を増大・充実させるための重要な取組である。

また、現地見学会や説明会の開催やサウンディング対象事業に関連する補足資料の開示をサウンディングの手続きと並行して行うことで、民間事業者に対する周知・情報提供を円滑に進めることができる。

⑤民間事業者のノウハウの保護

民間事業者との対話の実施や提案を踏まえた検討結果の公表に際して、民間事業者の提案内容をそのまま公表した場合、提案者の事業計画や事業手法等が流出してしまい、民間事業者の参加意欲を低減させる可能性がある。また、サウンディングに参加した民間事業者の名称を公表した場合、事業に対する当該事業者の関心を公表することになることから、場合によっては他の事業者の関心低下につながるなど、その後の事業化手続きにおける競争性を阻害する要因となる懸念がある。

このため、民間事業者からの提案内容や独自ノウハウに関しては、知的財産の観点から情報の保護を行う必要がある。具体的には、結果の公開に際して提案者への確認を徹底する必要がある。

一方で、提案を踏まえて民間事業者を公募する際には、提案によって得られた工夫等をもとに、公募に際して民間事業者のノウハウを引き出せるような条件設定とすることが必要である。

⑥担当課の設定と庁内の連携体制

一般的には事業所管課がサウンディング実施の窓口となることが多い。一方で、庁内に官民連携を所掌する部局がある場合には、情報提供や事前検討等において協力することが可能であるとともに、その後の官民連携事業の実施に際してスムーズに連携することが期待できる。また、必要に応じて有識者、コンサルタント等の外部専門家を活用することも有効である。なお、対象事業が複数の所管課にまたがる場合は、庁内における情報共有、合意形成に留意することが必要である。

⑦公平性・透明性の確保

官民連携を推進するうえでは官民相互の十分な意思疎通が重要であるが、一方で、特定の民間事業者との関係性が強い場合には利害関係に疑念を抱かれる場合があり、結果として事業推進の障害となることが想定される。サウンディングの実施にあたっては、公平性・透明性に留意することが必要である。

資料 2 : (1) ② 「要求水準書等策定の取組状況について」関係

23 . . . 「部門別検討体制」と「ヒアリング日程一覧」(院内実施済)

25 . . . 「要求水準書・諸元表 資料イメージ」

26 . . . 「部門別ヒアリングでの主な意見と考え方」

28 . . . 「部門の位置関係等について今回のヒアリングを経た現時点での視覚的整理」

ヒアリング単位		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(6-2)	(7)	(8)	(9)	(9-2)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
◎：当該部門別検討の主任		外来部門	救急部門	病棟部門	内視鏡部門	外来化学療法部門	人工透析部門	臨床工学部門	健康管理センター	(医療福祉相談・地域医療連携)患者サポート	手術部門	中央滅菌部門	薬剤部門	放射線部門	臨床検査部門	リハビリテーション部門	栄養部門(給食)	支援・事務・安全部門(図書室・医療師事務部門)
ヒアリング日時	1回目	2/14 4:00 PM 食堂	2/14 4:00 PM 食堂	2/14 5:00 PM 食堂	2/21 3:00 PM 手術控室	2/13 5:00 PM 食堂	2/15 3:00 PM 食堂	2/15 3:00 PM 食堂	2/14 3:00 PM 食堂	2/16 4:00 PM 食堂	2/17 5:00 PM 食堂	2/17 5:00 PM 食堂	2/13 3:00 PM 食堂	2/14 3:00 PM 食堂	2/16 3:00 PM 手術控室	2/21 4:00 PM 手術控室	2/13 4:00 PM 食堂	2/16 4:00 PM 食堂
	2回目	2/15 5:00 PM 食堂	2/15 5:00 PM 食堂	2/15 4:00 PM 食堂					2/17 3:00 PM 食堂	2/16 5:00 PM 食堂				2/17 3:00 PM 食堂	2/17 4:00 PM 食堂	2/21 5:00 PM 手術控室		2/16 5:00 PM 食堂
関係医師		Dr.A	Dr.A	Dr.F	Dr.A	Dr.H	Dr.I		Dr.J		Dr.K			Dr.L	Dr.M			
		Dr.B	Dr.C	Dr.B	Dr.G						Dr.C							
		Dr.C	Dr.D	Dr.E														
関係職員(各課長級)	看護部副部長		◎	◎														
	企画管理課長																	◎(事務)
	総務課長																	◎(事務)
	検査課長	○							○						◎			
	リハ課長			○						○						◎		
	医事課長	◎(事務)	○	○						○								◎(医事)
	地域医療連携課長	○	○	○	○		○			◎				○				○
	薬剤課長					○				○			◎					
	画像診断課長	○	○		◎				○					◎				
	栄養課長	○							○								◎	
	臨床工学課長		○				○	◎			○							
	外来課長(手術室長)	◎(診療)	○		○	◎			○	○	◎	◎		○	○			
	透析室課長						◎											
	西3階病棟課長			○														
	3階病棟課長			○														
	4階病棟課長			○														
	回復期病棟課長			○												○		
	健診事業課長				○				◎									
	医療安全管理室課長																	◎(医安全)
	医師支援室室長(補佐)																	◎(医支)
その他担当者等													○			○	○	
意見 依頼	大学関係	(※ 適時)																
	事業顧問	(※ 適時)																
オブザーバー	事業管理者	(※ 適時)																
	病院長	(※ 適時)																
	看護部長	(※ 適時)																

ヒアリング日程一覧(別添2)

	2月13日 (月)	2月14日 (火)	2月15日 (水)	2月16日 (木)	2月17日 (金)	2月21日 (火)	2月24日 (金)
3:00 PM 場所	薬剤 食堂	放射線・健診1 食堂	人工透析・臨工 食堂	臨床検査1 手術控室	放射線・健診2 食堂	内視鏡 手術控室	※予備 食堂／15:15～
4:00 PM 場所	栄養 食堂	外来・救急1 食堂	病棟2 食堂	事務・患サポ 食堂	臨床検査2 食堂	リハビリ 手術控室	※予備 食堂
5:00 PM 場所	外来化療 食堂	病棟1 食堂	外来・救急2 食堂	事務・患サポ 食堂	手術・中央滅菌 食堂	リハビリ 手術控室	※予備 食堂

※「1」「2」は回目です。
※外来と救急、放射線と健診、事務と患サポ、人工透析と臨工、手術と中央滅菌は、それぞれ合同で行います。

《ヒアリング風景》



資料イメージ

[illegible]

■ 部門別ヒアリングでの主な意見と考え方

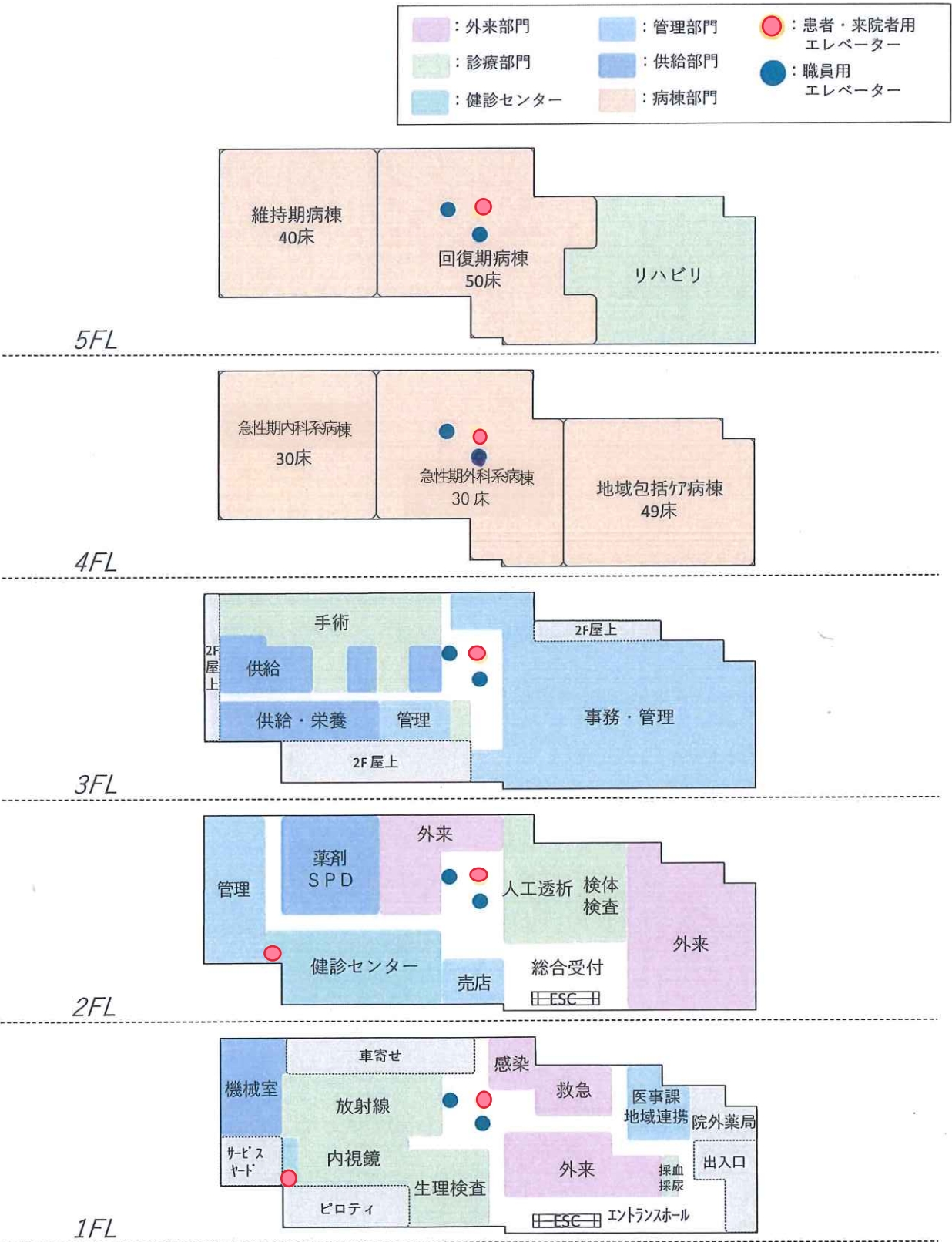
部門名	部門別ヒアリングでの主な意見と考え方	
	部門の位置関係について	部門内計画について（下記以外に諸室詳細条件については個別に確認）
1. 外来部門 2. 救急部門	■当院の運用・人員体制を念頭に、救急外来の対応を円滑に行うためには、救急外来と外来(内科・外科・整形等)との隣接が求められる。 ■感染外来は救急外来と近接し、感染症対応時に隔離して運用できる位置関係が必要。受入先となる病棟への動線は、一般動線と分離して確保できるのが望ましい。 ■外来(内科・外科・整形)のフロアと中央採血・採尿室は、利用頻度の観点から同フロアが好ましい	■救急部門については、原案は過大で はないか。当院の機能に相応した広さとする。 ■各診療科が利用する診察室・処置室の内容および数については、全体整理の上各診療科も交えた最終確認が必要 ■患者の利便性に配慮し、ロータリー・車寄せは広めに設置することが必要 ■外来患者への説明については、プライバシーに配慮した説明室を確保 ■災害時にトリアージ等で利用できるスペースと、医ガス配管等を確保
3. 病棟部門	■急性期病棟については、外科系・内科系と区分する場合が、隣接の上患者の状況に応じて柔軟に運用できる設計が好ましい。外科系病棟は、手術送り迎えの利便性のため、エレベータとの利便性に配慮するのが好ましい。 ■個室については、西日の影響を避けるため、東側を中心に配置するのが良いのではないかな。	■急性期病棟については、運用のしやすさを考えて内科系・外科系の2病棟に分ける。それに伴って計画50床を30床+30床とし10床増やす方向で調整する。 ■維持期病床については、施設的に大差はないことから、障害者と医療療養のいずれかで引き続き院内で検討する。 ■個室率について、維持期病棟は認知症・看取り対応を考えると、少し多めの方が運用面で好ましい。 ■スタッフステーションは、一部オープン型とするとともに、持参薬管理なども含め作業に必要なスペースを確保する。隣接して観察室を設け、夜間等に必要な観察対応がしやすい設計を行う。
4. 内視鏡部門	■X線TV室を利用した内視鏡検査のために放射線部門との動線に配慮が好ましい。(上下階で分かれることは差し支えない)	■安全面を配慮し、内視鏡室は十分なスペースを確保し、2室整備 ■安全面・運用面に配慮し、洗浄室・器材庫と、内視鏡室は短い動線となるよう配慮
5. 外来化学療法部門	■外来エリアから離れすぎず、かつ比較的落ち着いた場所に配置されるのが好ましい。	■安全面を配慮し、化学療法ベッドは十分なスペースを確保し、5床整備 ■スタッフステーションは各ベッドからの視認性がよい場所に配置 ■化学療法室内のトイレは、車椅子や点滴中でも利用しやすいように配慮
6. 人工透析部門	■外来患者の利便性に配慮が必要だが、専用玄関までは不要。	■入院を要する透析患者がさらに増加することへの十分な対応を図ること等を見据えて、20床まで行えるよう設計を行う ■感染症患者の透析対応のため個室を1-2床程度確保(専門疾患の場合は他院と連携)
7. 健診センター	■病院患者との動線交錯があまり発生しない部門配置が好ましい。 ■放射線検査、内視鏡検査は、それぞれ各部門内で集約して実施。各部門との動線について配慮が必要。	■1日30-35人程度の受診に対応できるためのスペース等を確保
8. 患者支援部門	■医事課との業務連携に配慮し、医事課との隣接を図る。	■地域医療連携・入退院支援の充実を見据え、16-18人程度の執務室を確保 ■必要な相談室と、車いす対応のカウンターを整備
9. 手術部門	■中央滅菌・材料部門との隣接、病棟からのエレベータとの位置関係に配慮 ■血管造影(アンギオ)は、放射線部門内/手術部門内、いずれの隣接関係でも構わない。	■手術室は、整形外科で利用できるBCR(バイオクリーンルーム)1室と、一般手術室2室の合計3室とし、いずれも内法で十分な広さを確保 ■新病院開院の器材増に対応することを見据え、器材庫は余力を含めたスペースを確保 ■将来的な麻酔科体制の充実に対応するため、麻酔科医控室を確保 ■患者説明室と、隣接して臓器切出し操作のための部屋を確保
10. 薬剤部門	■原則院外処方であり、外来や救急との近接関係については、優先度が低い。	■病棟への注射薬カートスペースや、持参薬・退院時処方薬を保管するスペースの確保に配慮が必要

■ 部門別ヒアリングでの主な意見と考え方

部門名	部門別ヒアリングでの主な意見と考え方	
	部門の位置関係について	部門内計画について（下記以外に諸室詳細条件については個別に確認）
11. 放射線検査部門	■救急外来および外来(内科・外科・整形)と同フロアであるのが望ましい。 ■血管造影(アンギオ)を除き、全ての放射線装置は同フロアに集約させる。	■必要な検査室の種別・数を確認し、そのための面積を確保する。 ■運用面に配慮し、操作室はできるだけ一体的に利用できる形が好ましい。
12. 検査部門	■外来中央採血・採尿室と、検体検査室は、隣接もしくは上下階での搬送設備による近接が望ましい。 ■生理機能検査部門について、外来(内科等)で実施頻度が高い心電図・超音波・呼吸機能検査は、少なくとも同フロアに配置することが好ましい。	■検体検査室は、将来的な機器入替時の余力スペースを確保する。 ■生理機能検査部門について、必要な検査室の種別・数を確認。そのための面積を確保する。 ■病理検査に必要な作業(染色等)を行える病理検査室を、必要最低限の規模で、換気等環境確保に配慮した上で、検体検査室に近接して設ける。
13. リハビリテーション部門	■病棟との隣接は必須ではないが、病棟と隣接でない場合、サテライトリハを実施する場所を各病棟フロアに設けられないか検討が必要。病棟と他フロアの場合、エレベータとの動線に配慮する。	■リハビリテーションの実施に必要な面積を十分に確保することが重要。 ■将来的な心大血管リハの実施に備えたスペースを確保する。
14. 中央滅菌・材料部門	■手術部門と隣接した場所に配置する。	■洗浄機をパススルー型とした2ゾーン型のフロアプランを想定 ■整形外科等の持込器材の運用に対応したスペースを確保する。
15. 臨床工学部門	■病棟からのアクセスがよい場所(エレベータ付近等)へ配置する。	■院内医療機器の中央管理に対応できる電源・医療ガス配管等の確保を行う。
16. 栄養管理・給食管理部門	■院外からの食品供給の利便性がよい場所(エレベータ付近等)へ配置する。	■院外型ニュークックチル方式を想定し、院内に再加熱カートを集約して配置する。 ■必要時に院内備蓄食材から供給できるよう、必要な調理スペースを確保する。 ■外来付近に栄養指導室を整備、集団栄養指導の実施場所は管理部門内の会議室と兼用でも構わない。
17. 管理部門	■医事部門は、主な外来診療を行う1階に配置。診療情報管理室は医事課隣接でなくても構わない。 ■管理部門(事務室・医局等)については集約して配置	■医事部門については、患者対応に必要な相談室や、院内集中スキャンに対応できるスペースを確保 ■事務管理部門は、現状運用ならびに今後の展開を踏まえ、適切な種別・数を整備。また、院外からの実習生(学生)受入れのために利用する諸室についても配慮する。 ■サーバ室は、数年に一度のシステム更新時に円滑な移行ができるよう、サーバ室隣接で将来更新時スペースを確保 ■剖検室については、新病院整備時には設けないが、将来的に設定できるよう諸室計画を行う。

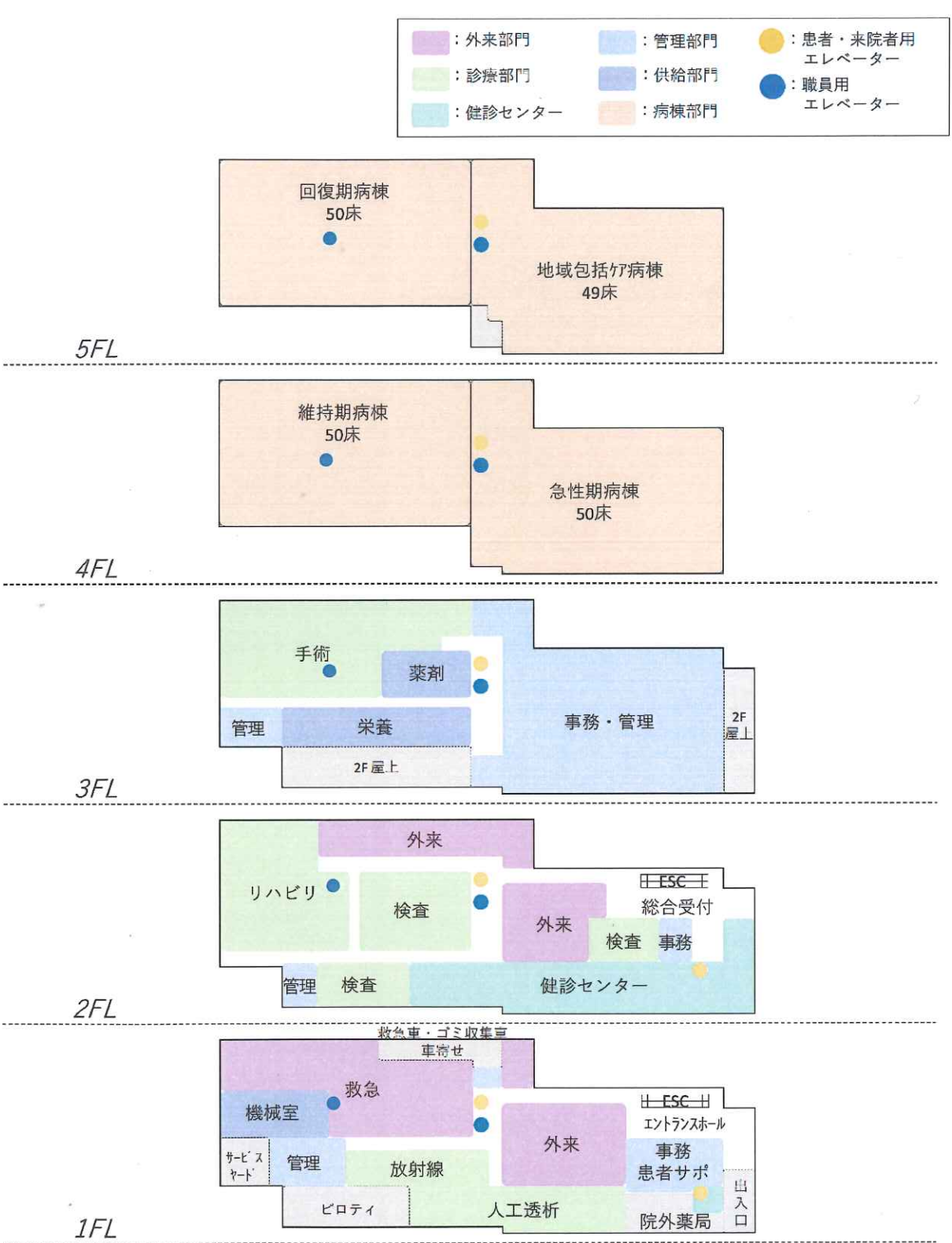
○ 部門の位置関係等について今回のヒアリングを経た現時点での視覚的整理

【現時点】



* この図はイメージであり、実際のゾーニングは設計段階で決定するものとします。

【基本計画時点】



資料 3 : (1) ③ 「準備事業の取組状況について」 関係

29 . . . 「準備事業の概要について」

○ 野洲市民病院整備事業 準備事業の概要について

No.	(1) 業務名称	(2) 債務負担		(3) R5予算額 (千円)	(4) 工期	(5) 業務目的、業務内容	(6) 業務仕様等	(7) 受託者	(8) 契約金額 (円・税込)	(9) 進捗状況等
		可決議会	限度額 (千円)							
①	準備工事設計業務委託	R4.11 定例会	(93,000千円) ①～⑥全体	4,938	令和5年2月1日 ～6月30日	【目的】 新病院整備場所には体育館の屋外階段や污水排水設備が敷設されている。国民スポーツ大会のブレ大会（令和6年10月）までに、これらを移設等することにより、新病院整備が国民スポーツ大会の運営等の支障にならないようにするもの。 【内容】 体育館屋外階段撤去新設・污水排水設備の移設等の設計、アスベスト調査、工事費概算算定、工事工程表作成等	一般業務 一式 ・屋外階段撤去・新設 ・污水排水設備撤去・新設 ・上記に伴う公共下水道改修 ・インターロッキング撤去・アスファルト舗装 ・関連する附帯工事 追加業務 一式（積算業務等） 調査業務 一式 ・地盤調査 スウェーデン式（10m×2ヶ所） ・アスベスト調査 2検体	(株)野田建築設計事務所	3,278,000	打合せ、既存図面等の確認、今後現地調査等が実施され、4月から設計、6月積算
②	測量調査業務委託	R4.11 定例会	(93,000千円) ①～⑥全体	14,982	令和5年2月1日 ～8月31日	【目的】 新病院整備の受注者決定後、速やかに基本設計に取り掛かるために、受注者決定前に測量を実施するもの。 【内容】 基準点測量・真北測量・地形測量・水準測量・路線測量・用地測量等	測量調査 A=15,000㎡ 打合せ 1式 基準点測量 1式 真北測量 1式 地形測量 1式 水準測量 1式 路線測量 1式 用地測量 1式 旅費 1式 電子成果品 1式	エヌアイ開発	8,470,000	打合せ、既存図面等の確認、今後既存資料の取りまとめが実施され、4月から各種測量実施
③	地盤調査業務委託	R4.11 定例会	(93,000千円) ①～⑥全体	19,173	令和5年2月1日 ～8月31日	【目的】 新病院整備の受注者決定後、速やかに基本設計に取り掛かるために、受注者決定前から調査を実施するもの。なお、調査結果を受注者選定時に示すことで、受注者決定後の工事費（基礎・杭・液状化対策等に対する費用）増額のリスクを抑えることが出来る。 通常であれば、基本設計中若しくは基本設計後に調査することが多いが、①上記のリスク回避ができること②敷地の形状が細長く、送電線が架空しており、新病院の建設位置はある程度特定できることから、準備事業として実施するもの。 【内容】 機械ボーリング、標準貫入試験、孔内水平載荷試験、現場透水試験、サンプリング、室内試験、液状化予測・判定など	事業量および内容 【一般調査】 機械ボーリング 土質ボーリング Φ66mm：30m×4ヶ所、Φ86mm：5m×2ヶ所（別孔）、Φ116mm：30m×1ヶ所 サンプリング デニソンサンプリング：3本、トリプルサンプリング：2本 サウンディンク及び原位置試験 標準貫入試験：150回、孔内水平載荷試験：2回、現場透水試験：1回 室内試験 土粒子の密度試験、土の含水比試験、土の粒度試験（粘性土）、土の粒度試験（砂質土）、土の細粒分含有率試験、土の液性限界試験、土の塑性限界試験、土の湿潤密度試験、土の一軸圧縮試験、土の三軸圧縮試験、土の圧密試験：各5試料 【解析等調査】 既存資料の収集・現地調査、資料整理とりまとめ、断面図の作成、総合解析とりまとめ、液状化の予測・判定、側方流動の検討	(株)西日本技術コンサルタント	11,396,000	打合せ、既存資料等の確認、今後それら取りまとめ後、4月からボーリング実施、6月室内試験、資料取りまとめ
④	井水調査業務委託	R4.11 定例会	(93,000千円) ①～⑥全体	8,800		【目的】 現の市立野洲病院では、年間約3.9万㎡の水を使用している。その内約2.3万㎡（約60％）を井水で賄っている。新病院でも井水の使用を検討しており、その調査（揚水試験、水質調査等）を事前に実施するもの。 【内容】 ※調整中	※検討中	※未定	※未定	※仕様書内容の精査中

No.	(1) 業務名称	(2) 債務負担		(3) R5予算額 (千円)	(4) 工期	(5) 業務目的、業務内容	(6) 業務仕様等	(7) 受託者	(8) 契約金額 〔円・税込〕	(9) 進捗状況等
		可決議会	限度額（千円）							
⑤	土壌調査業務委託	R4.11 定例会	(93,000千円) ①～⑥全体	2,860	令和5年1月20日 ～8月31日	【目的】 新病院整備場所の土地の使用履歴からは、おそらく土壌汚染の可能性は考えられない。ただし、土砂の搬出時には自然由来の汚染物質が確認される可能性がある。汚染物質があるとすれば自然由来のものであるということを事前に確認するために、準備事業として土壌調査（地歴調査、必要に応じて分析調査）を実施するもの。 なお、新病院整備中には多くの土砂が搬出されることになり、搬出する土砂に汚染が確認された場合（自然由来であっても）には、その処分費用が必要になると見込まれる。 【内容】 土壌汚染対策法に規定される土壌汚染状況調査における地歴調査	土壌調査（地歴調査） 打合せ 1 式 資料等調査 1 式 聴取調査 1 式 現地調査 1 式 考察・報文執筆 1 式 旅費交通費 1 式 印刷製本費 1 式	㈱日吉	539,000	打合せ、既存資料等の確認、取りまとめ。4月から調査実施
⑥	設計施工者選定等 支援業務委託	R4.11 定例会	(93,000千円) ①～⑥全体	42,240	令和 4 年12月26日 ～令和 5 年10月31日	【目的】 基本設計デザインビルド方式により、設計・施工を一括受注する事業者を決定するまでには、専門性と経験が必要な業務が多く想定される。関係業務を市が円滑に行えるよう専門のコンサルタントにその事務支援等を委託する。 【内容】 新病院設計に係る要求水準書・諸元表の策定、事業者の資格基準・選定基準などの検討、応募事業者からの提案内容の審査支援やプレゼンテーション運営の支援業務、マーケットサウンディングの実施支援	設計施工者選定準備支援業務（2023年1月～5月） 一式 部門ヒアリング 要求水準書・諸元表作成 選定要項書・業務仕様書作成支援 選定基準作成支援 選定スケジュール検討 目標工事価格設定支援 マーケットサウンディング実施支援 工事区分表作成支援 選定様式集の作成支援 事業契約書の作成支援 設計施工者選定時CM（コンストラクションマネジメント）業務 プレゼンテーション実施支援 選定委員会運営支援 質疑回答支援 設計施工者との対話支援 設計施工者が提出する技術提案書検証、選定事務支援 契約内容等確認助言	プラスPM・シップヘルス ケアリサーチ&コンサル ティング共同企業体	42,240,000	要求水準書・諸元表の策定に向けた院内ヒアリングの支援、事業者の資格基準、選定基準などの検討を進めている。2月3日に公告したマーケットサウンディングを実施中。 今後、5月を目途に要求水準書、仕様書、資格基準等を確定し、6月初旬に入札公告を行う。
⑦	準備工事監理業務委託	--	--	2,992	令和5年8月 ～令和6年2月	※下記工事の監理業務	※検討中	※未定	※未定	※予算審議中、設計書、仕様書等策定中
⑧	準備工事	--	--	59,850	令和5年8月 ～令和6年2月	【目的】 新病院整備場所には体育館の屋外階段や污水排水設備が敷設されている。国民スポーツ大会のプレ大会（令和6年10月）までに、これらを移設等することにより、新病院整備が国民スポーツ大会の運営等の支障にならないようにするもの。 【内容】 体育館屋外階段撤去新設、関係部分舗装修繕、敷地内污水排水設備の移設、接続先公共下水管径改良	※検討中	※未定	※未定	※予算審議中、設計書、仕様書等策定中

資料 4 : (2) ① 「令和 5 年度予算案における債務負担行為限度額等について」 関係

31 . . . 「令和 5 年度予算計上額算定方法」

32 . . . 「令和 5 年度予算計上額算定方法の図解」

33 . . . 「収支計画の再試算結果について」

35 . . . 「地方財政措置の拡充（令和 5 年度）」

36 . . . 「病院事業債の交付税措置単価の改訂に係る一般財源負担額への影響額の試算」

○ 病院「整備工事費」の令和5年度予算計上額算定方法

令和5年2月・新病院整備部

	基本計画時点（2022.10）			今回要求（2023.11想定）			予算書 ※債務負担額
	事業費 ＝想定落札額	対応する予算計上額 落札率	計上額	事業費 ＝想定落札額 ＊基本計画時の109％	対応する予算計上額 落札率	計上額	
1. 整備工事費							9,237,000,000
m ² 単価（円/m ² ）	510,727		567,474	556,692		622,002	
総床面積（m ² ）	14,850		14,850	14,850		14,850	
事業費（円）	7,584,289,808	90%	8,426,988,676	8,266,875,891	90%	9,236,732,839	
上昇率（％／12月）	--			109%		122%	
2. 工事監理費							93,000,000
事業費（円）	75,842,897	90%	84,269,886	82,668,758	90%	92,367,327	
上昇率（％／12月）	--			109%		122%	
3. 基本設計							102,000,000
事業費（円）	91,011,477	90%	101,123,863	91,011,477	90%	101,688,801	
上昇率（％／12月）	--			100%		112%	
4. 実施設計							238,000,000
事業費（円）	212,360,115	90%	235,955,683	212,360,115	90%	237,273,872	
上昇率（％／12月）	--			100%		112%	
5. 設計等支援業務							82,000,000
事業費（円）	82,000,000	100%	82,000,000	82,000,000	100%	82,000,000	
上昇率（％／12月）	--			100%		100%	
全体合計							9,752,000,000
事業費（円）	8,045,504,297		8,930,338,108	8,734,916,240		9,750,062,838	
上昇率（％／12月）	--			109%		121%	

○ 病院「整備工事費」の令和5年度予算計上額算定方法の図解

新病院整備部
令和5年2月

※落札率90%割戻 **予算計上額** →

$$557\text{千円} \div 0.9 = 622\text{千円/m}^2$$

$$622\text{千円} \times 14,850\text{m}^2$$

$$= \underline{\underline{9,237,000\text{千円}}}$$

A社 ○

B社 ○

C社 ○

D社 ○

E社 ○

F社 ● [557千円/m²]

事業費=落札額 →

$$511\text{千円/m}^2 \times 1.09 \times 14,850\text{m}^2$$

$$= \underline{\underline{8,266,000\text{千円}}}$$

A社 ○

B社 ○

C社 ○

D社 ○

E社 ○

F社 ● [511千円/m²]

事業費=落札額 →

$$511\text{千円} \times 14,850\text{m}^2$$

$$= \underline{\underline{7,580,000\text{千円}}}$$

+9%

※評価委員会で申し述べた

「予算では更に8~9%増える可能性」

(令和4.10)

基本計画策定時の試算

(令和5.10)

契約時の試算

= 令和5年度当初予算計上額

【今回予算策定時】

【基本計画時】

単位:百万円

2022年度更新

2023/1/29(工事関連予算引上げ)

[illegible]

*現病院建物については、令和9年度中に一般会計への移管を想定（上記数値には含まず、資金収支には影響しない）

[illegible]

今回の収支計画作成における与条件の変更点

※ 関連して変更になる項目は掲示していない。

変 更 項 目			今回予算策定時	基本計画時	備考
医業収益	入院診療収益	急性期の病床数	60 床	50 床	
		維持期（医療療養）の病床数	40 床	50 床	
		急性期の単価 /床・日	@40,000 円	@38,000 円	下表参照（※）
		回復期の単価 /床・日	@38,000 円	@37,000 円	下表参照（※）
医業費用	人件費	病棟看護師の人件費 /年間	+10,500 千円	—	急性期病床の 10 床増
資 本 的 支 出	企業債償還額	工事費用の上昇	8,266,875 千円	7,584,289 千円	想定事業費 @557 千円/m ² ←@511 千円
		工事監理費の上昇	82,699 千円	75,843 千円	見込み額又は予算額に

（※ 急性期病床・回復期リハ病床の病床単価の最近の推移）

	急性期	平均	回復期リハ	平均		急性期	平均	回復期リハ	平均
令和 4 年 2 月	37,358	37,849	38,586	37,029	9 月	41,128	42,272	41,664	40,502
3 月	38,609		38,597		10 月	41,103		42,101	
4 月	36,482		35,816		11 月	43,478		41,077	
5 月	35,110		36,399		12 月	43,380		37,167	
6 月	39,468		35,761						
7 月	38,010		37,356						
8 月	39,904		36,690						

持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた地方財政措置の拡充（令和5年度）

1 建築単価の見直し

公立病院の新設・建替等に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を、最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、40万円/㎡から47万円/㎡へ引上げることとし、令和4年度の病院事業債から適用。

2 不採算地区病院等に対する特別交付税基準額引き上げの継続

不採算地区病院等について、コロナ禍においても病院機能を維持するために令和3年度に講じられた特別交付税措置の基準額引き上げ（30%）措置を、令和5年度においても継続。（公的病院等についても準じた措置を講ずる。）

3 公的病院等への財政措置の拡充

持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療構想や医師の働き方改革等へ対応しながら過疎地域等に必要な不採算・特殊医療を担う公的病院等の運営経費に対する地方公共団体の助成について、以下のとおり地方財政措置を拡充。

① 公的病院等の医師・看護師等の派遣受入経費に係る特別交付税措置

医師・看護師等の確保が特に困難である、過疎地域等に所在する又は救急医療を担う公的病院等の医師・看護師等派遣の受入に要する経費に対する地方公共団体からの助成について、新たに特別交付税により措置（地方公共団体からの助成額×0.6）。

② 公的医療機関等が運営する無床診療所の運営経費に係る特別交付税措置

過疎地域等に所在する公的医療機関等が運営する無床診療所の運営経費に対する地方公共団体からの助成について、新たに特別交付税により措置（地方公共団体からの助成額と710万円のいずれか小さい額）。

※地域医療構想を踏まえ役割・機能の見直しを行うなど、一定の要件を満たす公的病院等を措置の対象とする。

※公的病院等は以下の公的医療機関等が開設した病院を指す。

1. 日本赤十字社、2. 済生会、3. 北海道社会事業協会、4. 厚生連、5. 国民健康保険団体連合会、6. 普通国民健康保険組合、7. 公益社団法人、8. 公益財団法人、9. 社会福祉法人（済生会を除く。）、10. 学校法人、11. 社会医療法人、12. 健康保険組合、13. 国家公務員共済組合連合会、14. 公立学校共済組合

○ 病院事業債の交付税措置単価の改訂に係る一般財源負担額への影響額の試算

令和5年2月・新病院整備部

想定㎡単価	想定㎡単価		一般財源(真水)負担率	一般財源(真水)負担額
基準改正前	557,000 (円/㎡)	内 措置対象外	157,000 円/㎡ × 50%	78,500 円/㎡
		内 措置対象	400,000 円/㎡ × 25%	100,000 円/㎡
		小計	557,000 円/㎡ A 計	178,500 円/㎡
基準改正後		内 措置対象外	87,000 円/㎡ × 50%	43,500 円/㎡
		内 措置対象	470,000 円/㎡ × 25%	117,500 円/㎡
		小計	557,000 円/㎡ B 計	161,000 円/㎡
基準改正前・後の差額			(A - B)	17,500 円/㎡
計画総床面積			C	14,850 ㎡
一般財源軽減想定額 ※建設事業全体約30年間の計			(A-B) × C	259,875,000 円

資料 5 : (2) ② 「野洲駅南口の元病院整備用地の移管等の方法、会計上の処理の考え方について」 関係

37 . . . 「南口駅前市有地（A・Bブロック）の移管～全体の流れ～」

38 . . . 「病院事業会計から一般会計への土地の移管等に関する予算整理」

○ 南口駅前市有地（A・Bブロック）の移管 ～全体の流れ～

- ① 去る12月22日の病院事業条例の改正・施行と体育館東側市有地における整備計画の機関決定により、駅前市有地は、公式に新病院の整備予定地でなくなりました。
- ② そのため、病院事業が所管する「普通財産」（目的がない財産）となったため、特目債である「病院事業債」を借りたままにしておくことや、国庫補助金（社資交）を貰ったままできなくなりました。
- ③ そこで新年度では、まず「病院事業債」の債務者である病院事業から借入先の「地方公共団体金融機構」に駅前土地に係る借入金額（1,073,000千円）を一括で償還するとともに、受領者として受けた国庫補助金（社資交・52,013千円）もお返しすることとします。
- ④ このようにして **債務関係等がない**「普通財産」となった駅前市有地は、病院事業から市へ、H29に移管を受けたときと同額の簿価額（前号の償還額、返還額の合計額）で移管することとします。
- ⑤ 市側は、この土地を計画がある市の普通財産として受管するとともに、前号の額を病院事業へ繰り入れて完了します（企画調査推進事業費・18負担金）。

○ 病院事業会計から一般会計への土地の移管に関する予算整理(令和5年度当初予算 該当分のみ)

凡例: R5執行分
過去の執行済み済分

金額の単位:千円

市(一般会計)			病院事業会計						関係機関			市 一般会計 (歳入)
歳出			3条収支(収益的収支)						地方公共団体 金融機構	国交省	民間 金融機関	
目/節	備考	金額	目/節	備考	金額	目/節	備考	金額				
補償金分	H29債土地	12,358	H29債土地		12,358	H29債土地		12,358	12,358			
	H30債(繰)実施設計	1,055	H30債(繰)実施設計		1,055	特別損失/特別損失	H30債(繰)実施設計	1,055	1,055			
	R元債(繰)修正設計	45	R元債(繰)修正設計		45		R元債(繰)修正設計	45			45	
支払済み 利子分	H29債土地 (過年度負担済利子分)	749 (749)	特別利益 /他会計 負担金	H29債土地 (過年度受入済利子分)	749 (749)		H29債土地 (過年度支出済利子分)	(1,498)	(1,498)			
	H30債(繰)実施設計 (過年度負担済利子分)	2 (2)		H30債(繰)実施設計 (過年度受入済利子分)	2 (2)		H30債(繰)実施設計 (過年度支出済利子分)	(4)	(4)			
	R元債(繰)修正設計 (過年度負担済利子分)	64 (64)		R元債(繰)修正設計 (過年度受入済利子分)	64 (64)		R元債(繰)修正設計 (過年度支出済利子分)	(128)			(128)	
	負担金補助及び交付金/ 病院事業会計負担金		計		14,274	計		13,458				
			4条収支(資本的収支)									
			目/節	備考	金額	目/節	備考	金額				
修正設計分 (R元債)	繰上償還分	7,068	他会計負担金/他 会計負担金	繰上償還分	7,068	企業債償還金/元金償還金	繰上償還分	7,068			7,068	
	過年度償還分	1,166		過年度償還分	1,166		(過年度償還分(支出済分))	(2,332)			(2,332)	
	(過年度償還分(負担済分))	(1,166)		(過年度償還分(受入済分))	(1,166)							
	社資交返還分	22,500		社資交返還分	22,500	国庫補助金返還金/国庫補助金返還金	社資交返還分	22,500			22,500	
実施設計分 (H30債)	繰上償還分	91,600		繰上償還分	91,600	企業債償還金/元金償還金	繰上償還分	91,600	91,600			
	社資交返還分	79,200		社資交返還分	79,200	国庫補助金返還金/国庫補助金返還金	社資交返還分	79,200			79,200	
土地分 (H29債)	土地所管換え分	1,125,013		土地所管換え分	1,125,013	企業債償還金/元金償還金	繰上償還分	1,073,000	1,073,000			
	1,125,050千円 (簿価:1,125,049,417)	37		1,125,050千円 (簿価:1,125,049,417)	37	国庫補助金返還金/国庫補助金返還金	社資交返還分	52,013			52,013	
計			計		1,326,584							
土地分 (H29出資返還分)				他会計出資金返還金/ 一般会計出資金返還金		H29土地出資 (36,417円)		37				37
				計				1,325,418				

※「計」の金額は、端数処理の都合上、各項目の合計額と異なることがあります。

R5支出分	1,338,876	1,178,013	153,713	7,113	37
過年度支出済分	3,962	1,502	0	2,460	0
合計	1,342,838	1,179,515	153,713	9,573	37